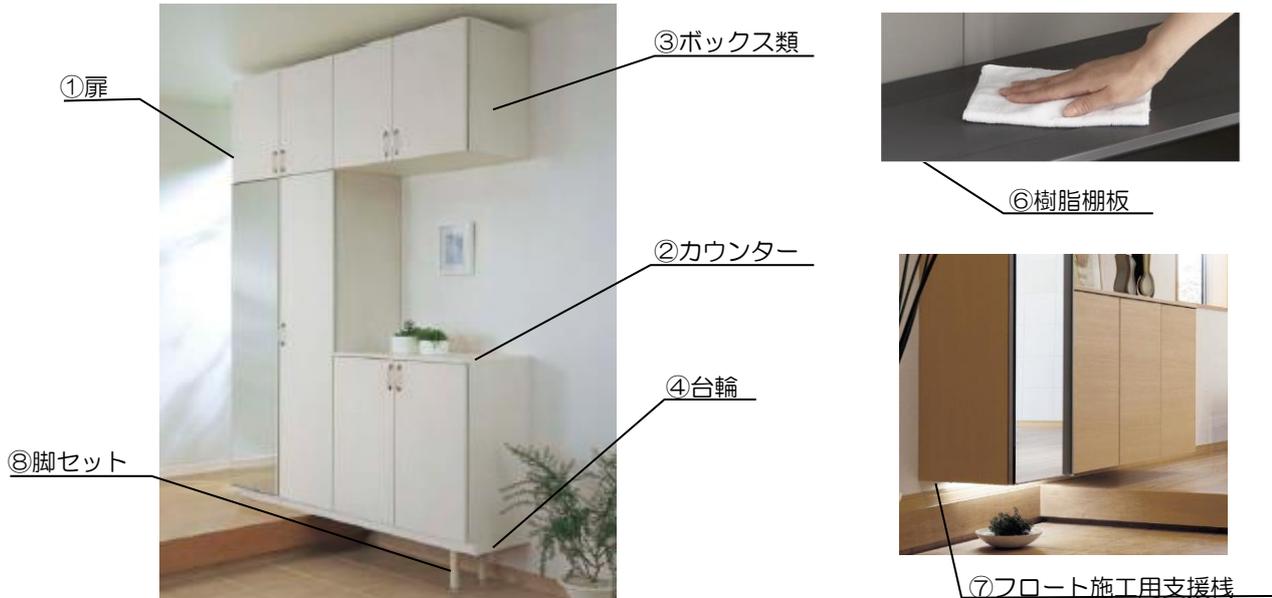


ホルムアルデヒド発散区分資料

DAIKEN	玄関収納hapia	F☆☆☆☆ <small>(住宅部品表示ガイドラインによる)</small>
--------	-----------	--

この度はDAIKEN玄関収納hapiaをお買い上げいただき、まことにありがとうございます。
 本製品のホルムアルデヒド発散に関する性能担保は下の図表のようになっております。建築確認の際に本資料をご利用ください。

● 製品の構成とホルムアルデヒド発散区分



規制対象外 (F☆☆☆☆)

構成部位		内装仕上げ部分 (表面)				下地部分 (裏面・内面)			
		ホルムアルデヒド発散建築材料		発散区分	認定番号	ホルムアルデヒド発散建築材料		発散区分	認定番号
①扉	ウッド扉 トレンドウッド調 レザー調 グロス調	ホリソッド紙張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0144	樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143
		樹脂シート張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0147	樹脂シート張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0147
		ホリソッド紙張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0149	樹脂シート張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0147
		樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143	樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143
	ミラー扉	—	—	—	—	樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143
②カウンター		樹脂シート張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0147	樹脂シート張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0147
		樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143	ホリソッド紙張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0144
		メラミン樹脂板張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0148	同左			
③ボックス類	側板・天板・ 底板・前巾木	化粧紙張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0149	同左			
		—	—	—	—	化粧紙張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-149
	中仕切板・固定棚 背板・中仕切板	—	—	—	—	樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143
		—	—	—	—	化粧紙張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0144
④台輪		化粧紙張PB	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0149	同左			
⑤エンドパネル		樹脂シート張MDF	大臣認定品	規制対象外 (F☆☆☆☆)	MFN-0143	同左			

規制対象外部位・告示対象外

⑥樹脂棚板/調湿パネル/ 把手/丁番/ミラーほか	告示対象外
⑦目地板/目地樑/ フロート施工用支援棧	規制対象外部位：規制対象外 (F☆☆☆☆) 同等品質材料を使用
⑧脚セット	規制対象外部位：規制対象外 (F☆☆☆☆) 同等品質材料を使用

◎ 製品に関する情報・お問い合わせ

DAIKENお客様センターに問い合わせいただくか、弊社ホームページ (<http://www.daiken.jp/>) をご利用下さい。



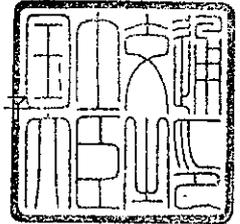
認定書

国住指第578号
平成15年6月16日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0143

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

オレフィンフィルム張/酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤
塗/MDF

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

オレフィンフィルム張/酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗/MDF

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項目	申請仕様
形状	平板又は曲面
表面の形状	平滑又はエンボス*
厚さ	片面化粧：2.57～30.2mm 両面化粧：2.64～30.4mm
大きさ	最大 1230×5000mm
密度	450 (0,-80) ～720 (+80,0) kg/m ³
表面化粧	片面または両面

*表面に微細な凹凸加工を施したのもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項目	申請仕様
(1)化粧材	<p>材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次の樹脂（プラスチック）フィルム。 イ）～リ）の1つまたは組み合わせ。</p> <p>イ）ポリエチレン ロ）ポリプロピレン ハ）オレフィン ニ）ポリスチレン ホ）ポリエチレンテレフタレート（PET） ヘ）PET-G（グリコール変性PET） ト）ポリエステル チ）塩化ビニル リ）アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）</p> <p>厚さ：0.07～0.20mm 印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。</p>

つづき

<p>(2)接着剤</p>	<p>種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑧の1つまたは組み合わせ</p> <p>①酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤 ②ビニル共重合樹脂系エマルジョン形接着剤 ③ゴム系ラテックス形接着剤 ④エポキシ樹脂系接着剤 ⑤ウレタン樹脂系接着剤 ⑥ホットメルト形接着剤 ⑦水性高分子-イソシアネート系接着剤 ⑧ウレタン変成ビニル系エマルジョン系接着剤</p> <p>塗布量（処理時）：55g/m²以上 150g/m²以下</p>
---------------	---

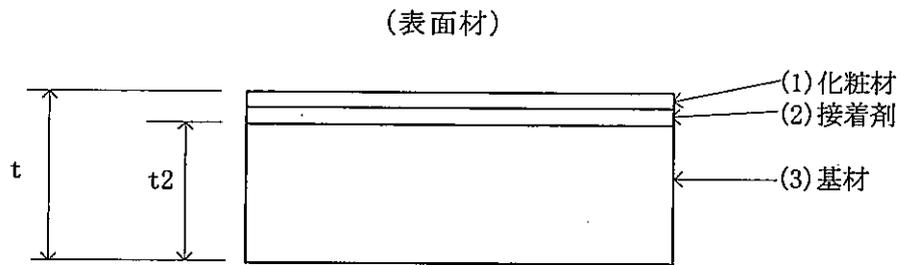
つづく

つづき

<p>(3) 基材</p>	<p>材質：次に示すミディアムデンシティーファイバーボード（以下MDFという）のいずれか1つ。</p> <p>①JIS A5905：2003（繊維板）に基づくF☆☆☆の表示で②に示す仕様のもの。</p> <p>②JIS A5905：1994（繊維板）に基づくE0表示で次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：2.5～30mm 密度：450 (0,-80) ～720 (+80,0) kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか イ) ユリア樹脂接着剤 ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの） ：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.5mmで200kg/m³ ～最小量 厚さ30mmで53kg/m³</p> <p>③次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：2.5～30mm 樹種：ラワンなどの南洋材 密度：450 (0,-80) ～720 (+80,0) kg/m³ 接着剤：次に示す接着剤：イ)～ニ)のいずれか イ) ユリア樹脂接着剤 ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤 ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの） ：イソシアネート樹脂接着剤 ニ) イ) とハ) の混合 混合割合：ユリア樹脂接着剤 95質量% イソシアネート樹脂接着剤 5質量%</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量： 最大量 厚さ2.5mmで200kg/m³ ～最小量 厚さ30mmで53kg/m³</p>
---------------	--

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1及び図2に示す。

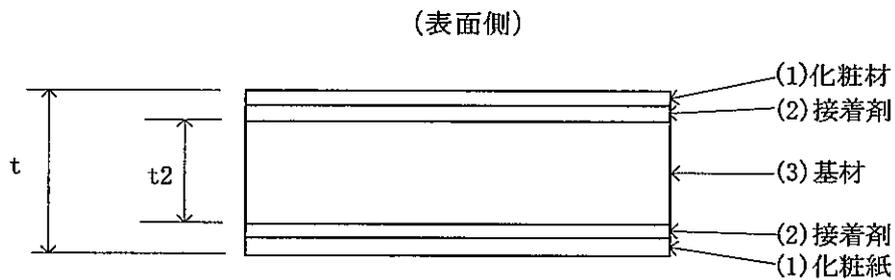


t : 2.57mm 以上 30.2mm 以下

t2 : 2.5mm 以上 30.0mm 以下

片面化粧

図1 断面図



t : 2.64mm 以上 30.4mm 以下

t2 : 2.5mm 以上 30.0mm 以下

両面化粧

図2 断面図



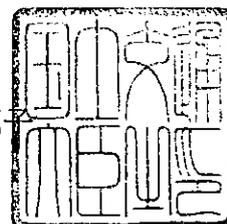
認 定 書

国住指第579号
平成15年6月16日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0144

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

コート紙張/酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗/MDF

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

コート紙張/酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗/MDF

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項目	申請仕様
形状	平板又は曲面
表面の形状	平滑又はエンボス*
厚さ	2.5~36.0mm
大きさ	最大 1230×5000mm
密度	450(0,-80)~720 (+80,0) kg/m ³
表面化粧	片面もしくは両面

*表面に微細な凹凸加工を施したもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

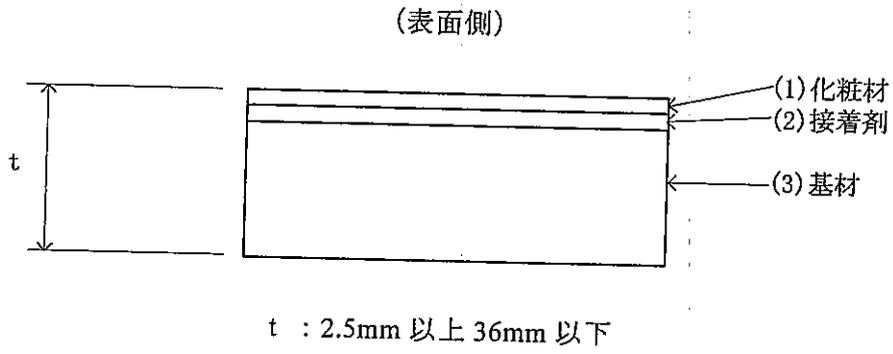
項目	申請仕様
(1)化粧材	<p>材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない以下に示す材料のうち、①の単体、もしくは①および②の組合わせ。</p> <p>① 紙：次に示すイ)～ニ)の1つまたは組合わせ イ) コート紙 ロ) ポリサンド紙 ハ) クラフト紙 ニ) 強化紙：1) ～4) のいずれか一つを含ましたもの 1) アクリル樹脂 2) エポキシ樹脂 3) ポリアミド樹脂 4) アクリルアミド樹脂</p> <p>② 樹脂(プラスチック)： 次に示すイ)～ト)の1つまたは組合わせ イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレン ハ) オレフィン ニ) ポリスチレン ホ) ポリエステル ヘ) ウレタン ト) ポリエチレンテレフタレート(PET)</p> <p>質量：23～250g/m² 印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。 構成：紙の単層もしくは(2)接着剤又は熱圧着による紙/樹脂、紙/樹脂/紙との積層。</p>
(2)接着剤	<p>種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの)：①～⑥の1つ又は混合</p> <p>①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤 ②ウレタン樹脂系接着剤 ③ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤 ④ゴム系ラテックス系接着剤 ⑤アクリル樹脂系エマルション形接着剤 ⑥エチレン-酢酸ビニル系エマルション形接着剤</p> <p>塗布量(処理時)：55～150g/m²</p>

つづき

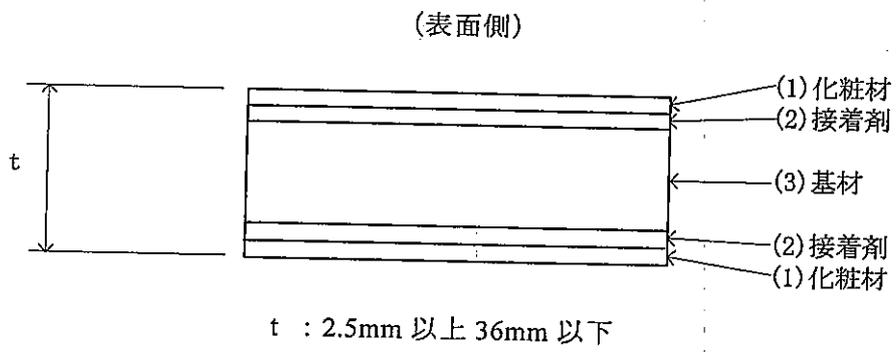
<p>(3) 基材</p>	<p>材質：次に示すミディアムデンシティファイバーボード（以下MDFという）のいずれか1つ。</p> <p>①JIS A5905：2003（繊維板）に基づくF☆☆☆の表示で②に示す仕様のもの。</p> <p>②JIS A5905：1994（繊維板）に基づくE0表示で次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：2.5～36mm</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ）～ハ）のいずれか</p> <p>イ）ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ）ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ）第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの）</p> <p>：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ2.5mmで200kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ36mmで53kg/m³</p> <p>③次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：2.5～36mm</p> <p>樹種：ラワンなどの南洋材</p> <p>密度：450(0,-80)～720 (+80,0) kg/m³</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ）～ニ）のいずれか</p> <p>イ）ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ）ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ）第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの）</p> <p>：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>ニ）イ）とハ）の混合</p> <p>混合割合：ユリア樹脂接着剤 95質量%</p> <p>イソシアネート樹脂接着剤 5質量%</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ2.5mmで200kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ36mmで53kg/m³</p>
---------------	--

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1及び図2に示す。



片面化粧
図1 断面図



両面化粧
図2 断面図

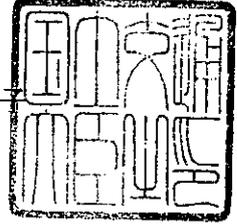
認 定 書

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国住指第581号
平成15年6月16日

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0147

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

オレフィンフィルム張/ウレタン変成ビニル系エマルション形接着剤塗/パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

オレフィンフィルム張/ウレタン変成ビニル系エマルション形接着剤塗/パーティクルボード

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項目	申請仕様
形状	平板又は曲面
表面の形状	平滑又はエンボス*
表面化粧	片面もしくは両面
厚さ	片面化粧：12.1～20.2mm 両面化粧：12.2～20.4mm
大きさ	最大 1210 × 5000 mm
密度	550(0,-150)～750 (+150,0) kg/m ³

*表面に微細な凹凸加工を施したもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項目	申請仕様
(1)化粧材	<p>材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す化粧材。</p> <p>樹脂フィルム 次に示すイ)～リ)の1つまたは組み合わせ イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレン ハ) オレフィン ニ) ポリスチレン ホ) ポリエチレンテレフタレート (PET) ヘ) PET-G(グリコール変成PET) ト) ポリエステル チ) 塩化ビニル リ) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン (ABS)</p> <p>厚さ：0.1～0.2mm 印刷： 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。</p>
(2)接着剤	<p>種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑥の1つ又は混合</p> <p>①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤 ②ウレタン樹脂系接着剤 ③ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤 ④ゴム系ラテックス系接着剤 ⑤ウレタン変成ビニル系エマルション形接着剤 ⑥エチレン-酢酸ビニル系エマルション形接着剤</p> <p>塗布量（処理時）：80～150g/m²</p>

(3) 基材	<p>材質：次に示すパーティクルボードのいずれか1つ。</p> <p>①JIS A 5908-2003に基づくパーティクルボード、F☆☆☆の表示で②に示す仕様のもの。</p> <p>②JIS A 5908-2000に基づくパーティクルボード、E0の表示で次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：12～20mm</p> <p>密度：550(0,-150)～750 (+150,0) kg/m³</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか</p> <p>イ) ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの)</p> <p>：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ12mmで134 kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ20mmで44 kg/m³</p> <p>③次の仕様のもの</p> <p>厚さ：12～20mm</p> <p>密度：550(0,-150)～750 (+150,0) kg/m³</p> <p>樹種：ラワンなどの南洋材</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか</p> <p>イ) ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの)</p> <p>：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ12mmで134 kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ20mmで44 kg/m³</p>
--------	---

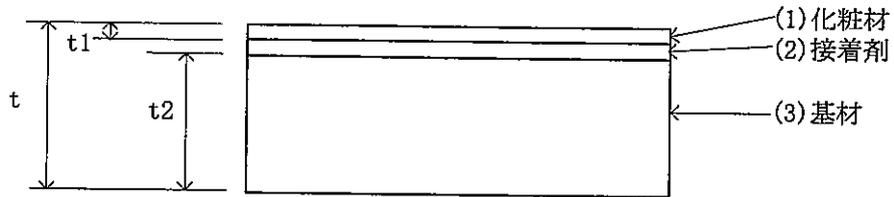
つづき

(4) 接着剤	<p>種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑥の1つ又は混合</p> <ul style="list-style-type: none">①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤②ウレタン樹脂系接着剤③ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤④ゴム系ラテックス系接着剤⑤アクリル樹脂系エマルション形接着剤⑥エチレン-酢酸ビニル系エマルション形接着剤 <p>塗布量：30～150g/m²</p>
(5) 化粧材	<p>材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない以下に示す材料のうち、①の単体、または②の単体、もしくは②および③の組み合わせ。</p> <p>①樹脂フィルム</p> <p>次に示すイ)～リ)の1つまたは組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none">イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレンハ) オレフィン ニ) ポリスチレンホ) ポリエチレンテレフタレート (PET)ヘ) PET-G(グリコール変成PET) ト) ポリエステルチ) 塩化ビニルリ) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン (ABS) <p>厚さ：0.1～0.2mm</p> <p>印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様</p> <p>②紙：次に示すイ)～ニ)の1つまたは組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none">イ) コート紙 ロ) ポリサンド紙 ハ) クラフト紙ニ) 強化紙：1)～4)のいずれか一つを含浸したもの <ul style="list-style-type: none">1) アクリル樹脂 2) エポキシ樹脂3) ポリアミド樹脂 4) アクリルアミド樹脂 <p>③樹脂(プラスチック)：</p> <p>次に示すイ)～ト)の1つまたは組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none">イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレンハ) オレフィン ニ) ポリスチレンホ) ポリエステル ヘ) ウレタント) ポリエチレンテレフタレート (PET) <p>質量：23～250g/m²</p> <p>印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。</p> <p>構成：紙の単層もしくは(4)接着剤又は熱圧着による紙/樹脂、紙/樹脂/紙との積層。</p>

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1及び図2に示す。

(表面側)



t : 12.1mm 以上 20.2mm 以下

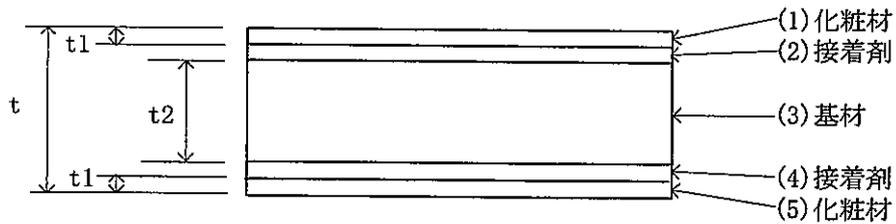
$t1$: 0.1mm 以上 0.2mm 以下

$t2$: 12mm 以上 20mm 以下

片面化粧

図1 断面図

(表面側)



t : 12.2mm 以上 20.4mm 以下

$t1$: 0.1mm 以上 0.2mm 以下

$t2$: 12mm 以上 20mm 以下

両面化粧

図2 断面図



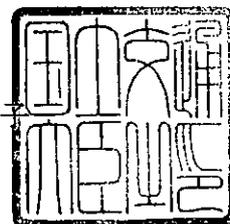
認 定 書

国住指第583号
平成15年6月16日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0148

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面メラミン樹脂含浸紙張/ゴム系溶剤形接着剤塗/パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

両面メラミン樹脂含浸紙張／ゴム系溶剤形接着剤塗／パーティクルボード

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項目	申請仕様
形状	平板
表面の形状	平滑又はエンボス
厚さ	19.6～31.6mm
大きさ	最大 1210 × 5000 mm
密度	550(0,-150)～750 (+150,0) kg/m ³
表面化粧	両面

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項目	申請仕様						
(1)化粧材	<p>材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料：メラミン樹脂板</p> <p>厚さ：0.8mm</p> <p>原紙：チタン紙</p> <p>原紙質量：80g/m²</p> <p>含浸樹脂：メラミン樹脂及びフェノール樹脂</p> <p>混合比（処理時）：</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>メラミン樹脂</td> <td>1～20質量%</td> </tr> <tr> <td>フェノール樹脂</td> <td>20～40質量%</td> </tr> <tr> <td>揮発成分</td> <td>40～79質量%</td> </tr> </table> <p>含浸量：メラミン樹脂 20g/m²以下</p> <p style="margin-left: 40px;">フェノール樹脂 40g/m²以下</p> <p>印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。</p>	メラミン樹脂	1～20質量%	フェノール樹脂	20～40質量%	揮発成分	40～79質量%
メラミン樹脂	1～20質量%						
フェノール樹脂	20～40質量%						
揮発成分	40～79質量%						

つづき

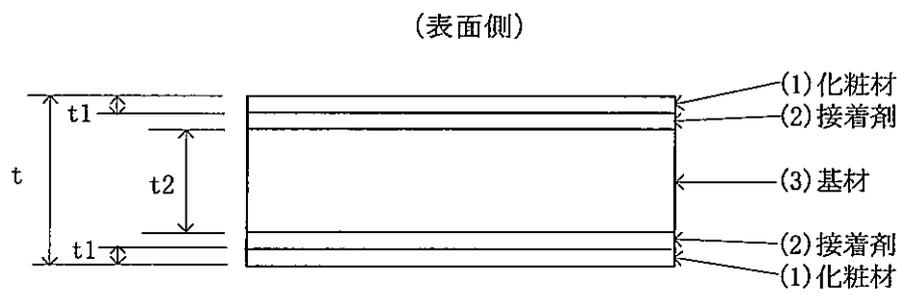
<p>(2)接着剤</p>	<p>種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～④ 1つ又は混合</p> <ul style="list-style-type: none">①酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤②ウレタン樹脂系接着剤③ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤④ゴム系ラテックス系接着剤⑤ゴム系溶剤形接着剤 <p>塗布量（処理時）：20～150g/m²</p>
---------------	---

つづく

(3) 基材	<p>材質：次に示すパーティクルボードのいずれか1つ。</p> <p>①JIS A 5908-2003に基づくパーティクルボード、F☆☆☆☆の表示で②に示す仕様のもの。</p> <p>②JIS A 5908-2000に基づくパーティクルボード、E0の表示で次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：18～30mm</p> <p>密度：550(0,-150)～750 (+150,0) kg/m³</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか</p> <p>イ) ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの)</p> <p>：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ18mmで132 kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ30mmで44 kg/m³</p> <p>③次の仕様のもの</p> <p>厚さ：18～30mm</p> <p>密度：550(0,-150)～750 (+150,0) kg/m³</p> <p>樹種：ラワンなどの南洋材</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか</p> <p>イ) ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用しないもの)</p> <p>：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ18mmで132 kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ30mmで44 kg/m³</p>
--------	--

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図 1 に示す。



t : 19.6mm 以上 31.6mm 以下

t1 : 0.8mm

t2 : 18mm 以上 30mm 以下

両面化粧

図 1 断面図



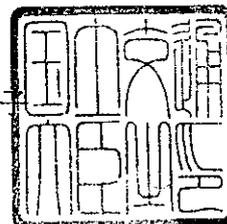
認 定 書

国住指第584号
平成15年6月16日

大建工業株式会社

代表取締役社長 井邊博行 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0149

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

コート紙張/酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗/パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

コート紙張/酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤塗/パーティクルボード

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項目	申請仕様
形状	平板又は曲面
表面の形状	平滑又はエンボス*
厚さ	片面化粧：12～30mm 両面化粧：9～30mm
大きさ	最大 1210 × 5000 mm
密度	550(0,-150)～750 (+150, 0) kg/m ³
表面化粧	片面もしくは両面

*表面に微細な凹凸加工を施したもの

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

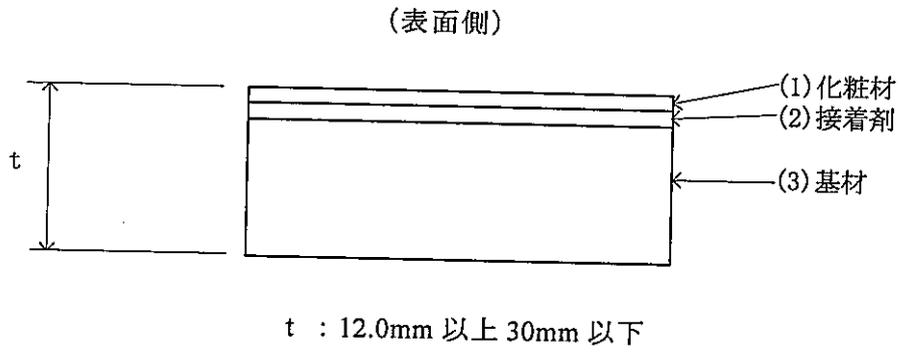
項目	申請仕様
(1)化粧材	<p>材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない以下に示す材料のうち、①の単体、もしくは①および②の組合わせ。</p> <p>① 紙：次に示すイ)～ニ)の1つまたは組合わせ イ) コート紙 ロ) ポリサンド紙 ハ) クラフト紙 ニ) 強化紙：1) ～4) のいずれか一つを含浸したもの 1) アクリル樹脂 2) エポキシ樹脂 3) ポリアミド樹脂 4) アクリルアミド樹脂</p> <p>② 樹脂(プラスチック)： 次に示すイ)～ト)の1つまたは組合わせ イ) ポリエチレン ロ) ポリプロピレン ハ) オレフィン ニ) ポリスチレン ホ) ポリエステル ヘ) ウレタン ト) ポリエチレンテレフタレート (PET)</p> <p>質量：23～250g/m² 印刷：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料による単色もしくは柄模様。 構成：紙の単層もしくは(2)接着剤による紙/樹脂、紙/樹脂/紙との積層。</p>
(2)接着剤	<p>種類：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない次に示す接着剤（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガリット系触媒のいずれも使用していないもの）：①～⑥の1つ又は混合</p> <p>① 酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤 ② ウレタン樹脂系接着剤 ③ ビニル共重合樹脂系エマルション形接着剤 ④ ゴム系ラテックス系接着剤 ⑤ アクリル樹脂系エマルション形接着剤 ⑥ エチレン-酢酸ビニル系エマルション形接着剤</p> <p>塗布量（処理時）：50～150g/m²</p>

つづき

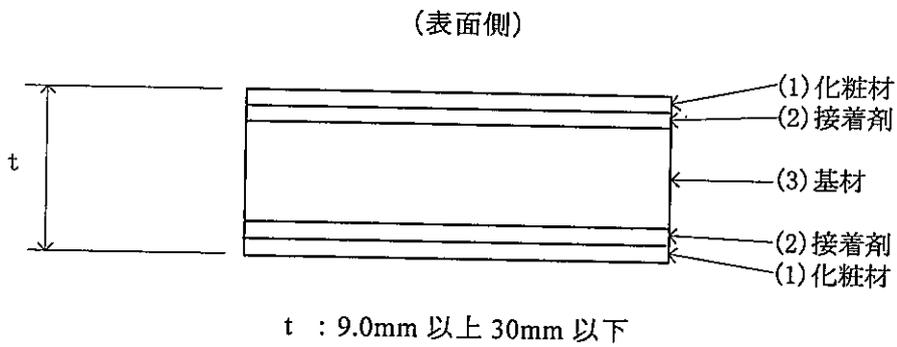
<p>(3) 基材</p>	<p>材質：次に示すパーティクルボードのいずれか1つ。</p> <p>①JIS A 5908-2003に基づくパーティクルボード、F☆☆☆の表示で②に示す仕様のもの。</p> <p>②JIS A 5908-2000に基づくパーティクルボード、E0の表示で次の仕様のもの。</p> <p>厚さ：</p> <p>片面化粧：12～30mm</p> <p>両面化粧：9～30mm</p> <p>密度：550(0,-150)～750 (+150, 0) kg/m³</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか</p> <p>イ) ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド[®] 発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド[®]系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガ[®]リット系触媒のいずれも使用しないもの)：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ12mmで134 kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ20mmで44 kg/m³</p> <p>③次の仕様のもの</p> <p>厚さ：</p> <p>片面化粧：12～30mm</p> <p>両面化粧：9～30mm</p> <p>密度：550(0,-150)～750 (+150, 0) kg/m³</p> <p>樹種：ラワンなどの南洋材</p> <p>接着剤：次に示す接着剤：イ)～ハ)のいずれか</p> <p>イ) ユリア樹脂接着剤</p> <p>ロ) ユリア-メラミン共縮合樹脂接着剤</p> <p>ハ) 第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド[®] 発散建築材料に該当しない次に示す接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド[®]系防腐剤、メチロール基含有モノマー及びロンガ[®]リット系触媒のいずれも使用しないもの)：イソシアネート樹脂接着剤</p> <p>単位体積あたりの接着剤固形量：</p> <p>最大量 厚さ12mmで134 kg/m³</p> <p>～最小量 厚さ20mmで44 kg/m³</p>
---------------	---

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1及び図2に示す。



片面化粧
図1 断面図



両面化粧
図2 断面図